

電気冷凍庫の目標設定のための区分（案）について

1. 基本的な考え方

電気冷凍庫の区分にあたっては、「特定機器に係る性能向上に関する製造事業者等の判断基準の策定・改定に関する基本的な考え方について」（第10回総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会平成19年6月18日改定）の原則（以下「原則」という。）に基づき、区分することとする。

「特定機器に係る性能向上に関する製造事業者等の判断基準の策定・改定に関する基本的考え方について」～抜粋～

区分設定及び目標基準値設定の考え方について

原則2. 特定機器はある指標に基づき区分を設定することになるが、その指標（基本指標）は、エネルギー消費効率との関係の深い物理量、機能等の指標とし、消費者が製品を選択する際に基準とするもの（消費者ニーズの代表性を有するもの）等を勘案して定める。

原則3. 目標基準値は、同一のエネルギー消費効率を目指すことが可能かつ適切な基本指標の区分ごとに、1つの数値又は関係式により定める。

原則4. 区分設定にあたり、付加的機能は、原則捨象する。ただし、ある付加的機能の無い製品のエネルギー消費効率を目標基準として設定した場合、その機能を有する製品が市場ニーズが高いと考えられるにもかかわらず、目標基準値を満たせなくなることにより、市場から撤退する蓋然性が高い場合には、別の区分（シート）とすることができる。

原則5. 高度な省エネ技術を用いているが故に、高額かつ高エネルギー消費効率である機器については、区分を分けることも考え得るが、製造事業者等が積極的にエネルギー消費効率の優れた製品の販売を行えるよう、可能な限り同一の区分として扱うことが望ましい。

原則6. 1つの区分の目標基準値の設定にあたり、特殊品は除外する。ただし、技術開発等による効率改善分を検討する際に、除外された特殊品の技術の利用可能性も含めて検討する。

電気冷凍庫における現行基準の区分は、以下に基づき設定している。

- ① 冷却方式による区分
- ② 定格内容積による区分

電気冷凍庫においては、以下のように区分されている。

表 1. 電気冷凍庫の現行区分

区分名	冷却方式	定格内容積	出荷台数※ (構成比)
A	冷気自然対流方式のもの	—	13,024 台 (7.4%)
B	冷気強制循環方式のもの	300L 以下	162,976 台 (92.6%)
C		300L 超	0 台 (0.0%)

※出典：JEMA 国内出荷統計（2013 年度：176 千台）

2. 具体的な区分方法

新基準については、以下の点に考慮し、区分を行うこととする。

- ① 冷却方式については、エネルギー消費効率に影響を与える霜取方式等の構造的な差異を踏まえ、区分することとする。
- ② 定格内容積による区分は、製品の出荷実態を踏まえ、区分統合を行うこととする。

(1) 冷却方式による区分

電気冷凍庫のエネルギー消費効率の測定方法は、JISC9801-3に規定されているが、冷気自然対流方式及び冷気強制循環方式では構造的な差異（霜取ヒータの有無、ファンモータ等の電気部品）が生じるため、それぞれのエネルギー消費効率を単純に比較できないことから区分することとする。

(2) 定格内容積による区分

現行基準では、冷気強制循環方式の電気冷凍庫は、定格内容積 300L 以下と定格内容積 300L 超で電気冷蔵庫と同じように 2 区分設けられているが、定格内容積 300L 超の冷気強制循環方式の電気冷凍庫は、2013 年現在、国内出荷が確認されておらず、国内メーカー各社（※）は生産していないため、定格内容積による区分を統合することとする。

（※）JEMA 会員の 6 社（シャープ株式会社、東芝ライフスタイル株式会社、日立アプライアンス株式会社、パナソニック株式会社、三菱電機株式会社、ハイアールアジア R&D 株式会社）

3. 区分のまとめ

上記 2. に基づき、表 2 に示すとおりとする。

表 2. 電気冷凍庫の区分案

区分名	冷却方式	出荷台数※ (構成比)
A	冷気自然対流方式のもの	13,024 台 (7.4%)
B	冷気強制循環方式のもの	162,976 台 (92.6%)

※出典：JEMA 国内出荷統計 (2013 年度：176 千台)